# 第12期
# 定時株主総会
# 招集ご通知

**日時** 平成29年3月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

**場所** 渋谷サンスカイルーム
東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
朝日生命宮益坂ビル5階
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください）

PIXTA

## 目次


第12期定時株主総会招集ご通知 …… 2
株主総会参考書類 …… 3
事業報告 …… 7
連結計算書類 …… 30
計算書類 …… 33
監査報告 …… 36



ピクスタ株式会社
証券コード:3416

## 株主の皆様へ



いつもピクスタをご支援いただきまして誠にありがとうございます。

当社は「インターネットでフラットな世界をつくる」という企業理念のもと、誰もが才能を活かせるインターネット上のクリエイティブ・プラットフォームづくりを行っております。

2016年度は、新たに出張撮影マッチングサービス「fotowa」やスマホ写真のマーケットプレイス「Snapmart」等へと事業の幅を広げ、またタイ語版サイトのオープン、タイ子会社設立などアジア展開においても大きな一歩を踏み出した一年でした。

今後も、既存事業の拡大を継続することはもちろん、新規事業や海外展開に積極的に取り組み、さらに成長を加速し続けていきたいと考えております。

株主の皆様には引き続きご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申しあげます。

代表取締役社長
古俣大介

企業理念

### インターネットでフラットな世界をつくる

これまでは自分の才能やセンスを活かしたいと思っても、狭い世界の中での限られた方法しかありませんでした。
そこにインターネットが登場し、物理的な制約なくあらゆる取引やマッチングの場をインターネット上に再構築することが可能になりました。

私達はインターネットを最大限活用し、経歴、経験、コネ、距離、時間など既存の枠組みにとらわれずに才能やセンスを活かしてチャレンジでき、それを自由に活用できるオープンでフラットな世界をつくり出したいと考えています。

そして価値を生む人とそれを活かす人を最大多数結びつけ、多様性に富む活気ある社会の実現に貢献してまいります。

証券コード　3416
平成29年３月13日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷二丁目１２番１９号
ピ　ク　ス　タ　株　式　会　社
代表取締役社長　古　俣　大　介

# 第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年３月28日（火曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　平成29年３月29日（水曜日）午前10時　　（受付開始　午前９時30分）
**２．場　　所**　渋谷サンスカイルーム
東京都渋谷区渋谷一丁目９番８号　　朝日生命宮益坂ビル　５階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
**３．目的事項**
**報告事項**　１．第12期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第12期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件
**決議事項**
**第１号議案**　定款一部変更の件
**第２号議案**　取締役６名選任の件

以　上

○当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
○本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://pixta.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
○株主総会参考書類、事業報告並びに連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
○資源節約のため、当日ご出席の際はこの「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

# 株主総会参考書類

## 第１号議案　定款一部変更の件

### １．提案の理由

取締役会の監督機能のさらなる向上を図り、コーポレートガバナンスの実効性をより高めるため、取締役の任期を２年から１年に短縮するものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

### ２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示します。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第1条～第19条　（省略） | 第1条～第19条　（現行どおり） |
| （任　期）<br>第20条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>2.　補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 | （任　期）<br>第20条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>（削　除） |
| 第21条～第39条　（省略） | 第21条～第39条　（現行どおり） |

**第２号議案　取締役６名選任の件**

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | こまただいすけ<br>古俣大介<br>(昭和51年９月26日) | 平成12年３月　株式会社ガイアックス入社<br>平成14年１月　有限会社万来設立　取締役社長就任<br>平成17年８月　株式会社オンボード（現 当社）設立<br>代表取締役社長就任（現任）<br>平成25年11月　PIXTA ASIA PTE.LTD. Director就任（現任）<br>平成28年５月　PIXTA VIETNAM CO., LTD. 会長就任（現任）<br>平成28年12月　PIXTA（THAILAND）CO., LTD. Director就任（現任） | 537,200株 |
| 2 | うちだこうたろう<br>内田浩太郎<br>(昭和41年５月14日) | 平成元年４月　株式会社ワールド証券（現株式会社SBI証券）入社<br>平成12年３月　株式会社ダイレクトプラネット入社　取締役就任<br>平成13年８月　株式会社フォトスタイル入社　常務取締役就任<br>平成16年１月　株式会社インディード設立　代表取締役就任<br>平成18年６月　当社取締役就任（現任）<br>平成25年11月　PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director就任<br>平成27年１月　当社コンテンツ本部長就任（現任） | 67,000株 |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | えんどうけんじ<br>遠藤健治<br>(昭和51年5月18日) | 平成11年5月　株式会社ガイアックス取締役就任<br>平成22年10月　当社入社<br>平成23年3月　当社取締役就任（現任）<br>平成27年1月　当社コマース＆サービス本部（現 プラットフォーム本部）長就任（現任）<br>平成27年7月　PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director就任（現任）<br>平成28年12月　PIXTA（THAILAND）CO., LTD.Managing Director就任（現任） | 142,400株 |
| 4 | おんだしげお<br>恩田茂穂<br>(昭和47年4月21日) | 平成10年4月　国際証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社<br>平成12年5月　株式会社ガイアックス入社<br>平成16年12月　中央青山監査法人入所<br>平成19年7月　新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所<br>平成23年8月　当社入社 管理部長就任（現任）<br>平成27年1月　当社コーポレート本部長就任（現任）<br>平成27年3月　当社取締役就任（現任） | 3,220株 |
| 5 | うえだゆうじ<br>上田祐司<br>(昭和49年9月12日) | 平成9年4月　株式会社ベンチャー・リンク入社<br>平成11年3月　有限会社ガイアックス（現株式会社ガイアックス）設立　代表取締役社長就任<br>平成17年8月　当社社外取締役就任（現任）<br>平成18年8月　株式会社ガイアックス代表執行役社長就任（現任）<br>平成24年1月　AppBank株式会社　社外取締役就任（現任）<br>平成26年5月　株式会社東京個別指導学院　社外取締役就任（現任）<br>平成28年1月　一般社団法人シェアリングエコノミー協会　代表理事就任（現任） | － |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 6 | まつもとこうすけ<br>松本浩介<br>(昭和42年6月2日) | 昭和62年１月　株式会社リョーマ　入社<br>平成10年６月　時刻表情報サービス株式会社　取締役就任<br>平成11年６月　同社　代表取締役就任<br>平成16年７月　株式会社ザッパラス　取締役就任<br>平成23年６月　株式会社enish　取締役就任<br>平成28年３月　KLab株式会社　社外取締役（監査等委員）就任（現任）<br>平成28年３月　当社社外取締役就任（現任）<br>平成28年５月　株式会社スタジオアタオ　社外取締役就任（現任） | － |

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．上田祐司氏及び松本浩介氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、現在各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

３．上田祐司氏は、長年における事業会社での業務執行役としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営に対する様々な助言及び意見が期待されることから、社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年７ヶ月となります。

４．松本浩介氏は、他社の代表取締役又は取締役を歴任し培われた企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営に対する様々な助言及び意見が期待されることから、社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

５．当社は、上田祐司氏及び松本浩介氏との間で、会社法第427条第１項の規定及び当社定款第27条に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法定が定める額としております。また、各氏の再任が承認された場合、各氏との間で本契約を継続する予定であります。

６．上田祐司氏が社外取締役に就任しているAppBank株式会社において、経理担当の元役員による支払い業務上の不正送金の事実が発覚しました。同氏は、当該事実を認識しておりませんでしたが、平素から法令遵守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、発生後においては再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。

以　上

（提供書面）

# 事　業　報　告

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

## １．企業集団の現況

### (1)当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか緩やかな回復基調を見せています。一方で、海外経済については、中国・アジア新興国等の経済の停滞や英国のEU離脱、アメリカ大統領改選に伴う先行きの不透明感等、見通しの困難な状況が続いています。

当社グループは、インターネット上で写真・イラスト・動画等のデジタル素材の販売を主たる事業として展開しております。当社グループを取り巻く環境としましては、スマートデバイス、スマートフォン（以下、スマホ）アプリやインターネット広告（動画広告を含む）の普及に伴い、これまで以上にインターネットでのデジタル素材の活用機会が増えております。また、近年、スマホに付属するカメラ機能の高機能化やアプリの加工技術の向上により誰もが手軽に高品質の写真撮影ができるようになり、さらに撮影したスマホ写真をインターネットに投稿・共有するスタイルが若年層を中心に定着してきました。

このような事業環境のもと、当連結会計年度において、既存のクリエイティブ・プラットフォーム事業につきましては、購入者及びクリエイターの拡大を引き続き進めてまいりました。購入者の拡大につきましては、購入者の利便性向上のため、サイトリニューアルによるSEO(注)の強化や素材の検索等の機能改善を行うとともに、定額制販売の営業活動を強化しました。また、自社保有素材の制作や人物専属クリエイター（「PIXTA」でのみ素材の販売を行う「専属クリエイター」の中でも特に人物写真をメインに登録可能なクリエイター）へのサポート及びコミュニティ化促進等を通じて提供素材の網羅性及び多様性を向上することで、購入者の幅広いニーズに応えられる品揃えの充実に取り組みました。クリエイターの拡大につきましては、セミナーの開催や、ブログやメールマガジン等での情報提供によるクリエイターへのサポートに加えて、積極的な広報活動を通じてメディア露出を図ることで広範な新規クリエイターへの「PIXTA」の認知度向上を行いました。

また、出張撮影マッチングサービス「fotowa（フォトワ）」やチラシテンプレートの提供等、新規事業や新規の取組みを開始したほか、スマホアプリの公開等、複数のサービスをリリースいたしました。

加えて、平成28年８月23日付で当社100%出資子会社であるスナップマート株式会社を設立し、株式会社オプトインキュベートより、平成28年９月１日付でスマホで撮影し投稿した写真を素材として売買できるマーケットプレイスであるSnapmart（スナップマート）事業を譲り受けました。これにより、当社が「PIXTA」で培ったノウハウ・経験等を活かし、Snapmart事業をより効率的に展開し成長させることができ、また従来「PIXTA」には存在しなかった新たな層のクリエイター及びユーザーの獲得に寄与できるものと考えております。

さらに、当社グループではアジアNo.1のクリエイティブ・プラットフォームを目指し、主に東アジア・東南アジア地域へのサービス展開を積極的に推進してまいりましたが、その一環として、平成28年２月に「PIXTA」のタイ語サイトをオープンし、加えて平成28年12月にタイ市場での素材販売・収集、マーケティング活動拠点としてPIXTA（THAILAND）CO., LTD.を設立し、タイにおける活動に本格的に着手しました。また、平成28年5月には開発拠点としてベトナム・ハノイにPIXTA VIETNAM CO., LTD.を設立いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,758,385千円（うち、定額制売上は316,507千円）、営業利益は155,429千円、経常利益は155,787千円、親会社株主に帰属する当期純利益は100,870千円となりました。なお、当社グループはクリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

(注) SEOとは検索エンジンの検索結果のページの表示順の上位に自らのWebサイトが表示されるように工夫すること。

②設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は31,970千円であり、その主なものは、本社移転に伴う内装工事及び備品の購入等であります。

③資金調達の状況

当社は、当連結会計年度中に、新株予約権（ストック・オプション）の行使に伴い、700株の新株式を発行し、336千円の資金を調達しております。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成28年８月23日付で100%出資子会社であるスナップマート株式会社を設立し、同社は、平成28年９月1日を効力発生日として、株式会社オプトインキュベートからSnapmart（スナップマート）事業を譲り受けました。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

### (2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分 | 第 9 期<br>(平成25年12月期) | 第 10 期<br>(平成26年12月期) | 第 11 期<br>(平成27年12月期) | 第 12 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年12月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 (千円) | - | - | - | 1,758,385 |
| 経常利益 (千円) | - | - | - | 155,787 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | - | - | - | 100,870 |
| 1株当たり当期純利益金額 (円) | - | - | - | 45.22 |
| 総資産 (千円) | - | - | - | 1,307,342 |
| 純資産 (千円) | - | - | - | 659,864 |
| 1株当たり純資産 (円) | - | - | - | 295.81 |

(注) 1．当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

2．1株当たり当期純利益金額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区分 | 第 9 期<br>(平成25年12月期) | 第 10 期<br>(平成26年12月期) | 第 11 期<br>(平成27年12月期) | 第 12 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年12月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 (千円) | 782,322 | 1,068,758 | 1,388,235 | 1,757,297 |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円) | △46,450 | 98,441 | 120,399 | 170,157 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) | △46,980 | 90,533 | 111,659 | 115,300 |
| 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円) | △25.52 | 46.87 | 53.75 | 51.69 |
| 総資産 (千円) | 277,561 | 460,242 | 990,642 | 1,317,278 |
| 純資産 (千円) | 20,444 | 120,577 | 558,318 | 674,295 |
| 1株当たり純資産 (円) | △20.53 | 30.62 | 250.36 | 302.28 |

（注）１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| スナップマート株式会社 | 20百万円 | 100% | Snapmart（スナップマート）事業 |

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

**(4) 対処すべき課題**

当社グループは、さらなる事業拡大と収益基盤の安定化のために、以下の項目を対処すべき課題と認識し、対応を推進しております。

① クリエイターの増加

クリエイティブ・プラットフォーム事業の性質上、質の高いデジタル素材を提供するクリエイターの増加・維持が事業の発展に不可欠であります。そのため、各種メディアを通じて、当社グループのクリエイターに着目した広報活動等を積極的に行う他、素材使用事例の公開、セミナーの開催、関連イベントへの参加等を通じたクリエイターへの情報発信等を行っております。

特に、当社グループにおいて需要の高い素材テーマ等を分析しクリエイターに提供する等、クリエイターの当社グループへの素材提供を促進するための努力を継続しております。

② 購入者の増加

サイトを訪れる新規購入者の増加とともに、新規購入者の継続的な購入者への転化は事業の発展に不可欠であります。

当社グループでは、主にSEOやSEMを強化することにより、新規購入者のサイトへの流入を促しております。さらに、そのような新規購入者の継続的な購入者への転化にあたっては、購入者の要請に対して網羅性の高い多様なデジタル素材を常に取り揃えておくことが不可欠であります。そのため、当連結会計年度においては、当社グループが企画し、著作権も当社グループが取得する自社保有素材の制作にも注力し、素材数が少ない又はこれまで取り組めていなかった新しい分野やテーマの素材を積極的に制作・開拓することで、提供素材の網羅性及び多様性の向上に貢献するための施策を行っております。

また、当社グループでは、積極的な広報活動を通じて、「PIXTA」や「Snapmart」の認知度及びブランド力を向上させる努力を継続しております。

③ デジタル素材マーケットの普及・拡大

当社グループが取り扱う写真・イラスト・動画等のデジタル素材は、主に、企業やメディア各社、広告制作会社そしてデザイナーによりさまざまな媒体での広告制作物において、ビジュアル効果を高めるために使用されております。その需要は、インターネット環境の発展及び技術開発によるデジタル素材の制作コストの低下を主な背景として、継続的に高まっています。

その一方で、企業における広告制作物以外での用途（企業パンフレットやホームページ等への掲載、プレゼンテーションや研修等の各種資料での利用等）、さらには個人や個人事業主のブログ・ホームページ等での利用等、さらに幅広い分野・シーンでの活用が考えられますが、現状、このような利用は限定的であると認識しております。当社グループでは、既存のアクティブユーザー層以外のユーザーの利用をより推進するような商品の開発･提供を積極的に行っていくことで、今後、当社グループのサービスを利用し得る顧客層又は利用機会を拡大するための施策を行っていきます。

そのような施策を通じて、当社グループでは、安価で高品質、かつさまざまな層の購入者の要請に応える多彩なロイヤリティフリーのデジタル素材を世の中に少しでも多く供給することにより、デジタル素材マーケット全体の普及・拡大に努めてまいります。

④　新規サービス・新規事業の立ち上げ

当社グループでは現在、写真・イラスト・動画等デジタル形式のストック素材のライセンス販売を主軸に事業を展開しておりますが、素材のジャンル拡大や販売方法の多様化、及び当社グループの強みを活かした新規サービス・新規事業の開拓は、課題の一つであると認識しております。

当連結会計年度においては、多数の優良クリエイターを擁する当社の強みを活かして、クリエイターと､家族の行事等で撮影サービスを求めるユーザーとをマッチングする出張撮影マッチングサービス「fotowa」を開始しました。また、子会社であるスナップマート株式会社を設立し、株式会社オプトインキュベートより、スマホで撮影した写真を投稿・売買できるマーケットプレイスであるSnapmart事業を譲り受けました。さらに、当社は、音素材のマーケットプレイスを運営する株式会社クレオフーガと資本及び業務提携を締結し、平成29年内に音素材の販売開始を目指しております。

今後も、総合的なクリエイティブ・プラットフォームとして、クリエイター及び購入者それぞれにとってメリットの高い新規サービス･新規事業を検討し展開していきたいと考えております。

⑤　海外への事業進出

当社グループは海外への事業展開を企図しており､特にビジネス環境の向上により広告業界の発展やデジタル素材の需要拡大が見込まれる､東南アジアと東アジアをそのメインターゲットとしております。その一環として、当社は「PIXTA」のサイトの多言語化を進めており、平成28年２月には、既存の英語版、中国語版（繁体字・簡体字）のサイトに加えタイ語版のサ

イトをリリースいたしました。
　また、既存のシンガポールの現地法人PIXTA ASIA PTE.LTD.及び台湾支店（日商匹克斯塔圖庫股份有限公司台湾分公司）に加え、平成28年５月には開発拠点としてベトナム・ハノイにPIXTA VIETNAM CO., LTD.を、平成28年12月にはタイ市場での素材販売・収集、マーケティング活動拠点としてタイ・バンコクにPIXTA（THAILAND）CO., LTD.を設立いたしました。
　今後も、特に東南アジア及び東アジアでの各国の文化・市場・ニーズ等にあわせて、効率的かつ効果的な進出方法を検討し、推進していきたいと考えております。

⑥　サービスの継続的改善
　当社グループでは、サービスの継続的な改善は不可欠な課題であると認識し、検索機能の向上、デジタル素材の拡充及びサイトの安全性の強化といった施策に引き続き重点的に取り組んでまいります。

⑦　内部管理体制の強化
　当社グループは、現状、小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後、企業価値の継続的な増大を図るにあたっては、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくことが不可欠であると認識しております。そのため、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

### (5)　主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

| 事　業　区　分 | 事　業　内　容 |
|---|---|
| クリエイティブ・プラットフォーム事業 | インターネット上で写真・イラスト・動画等のデジタル素材の販売を行う「PIXTA」の運営及びスマホの写真をユーザーから直接購入できるサービス「Snapmart（スナップマート）」の運営 |

### (6) 主要な営業所（平成28年12月31日現在）

① 当社の主要な営業所

| | |
|---|---|
| 本　　社 | 東京都渋谷区 |
| 支　　店 | 台湾台北市 |

② 子会社

| | |
|---|---|
| スナップマート株式会社 | 本社：東京都渋谷区 |

### (7) 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分 | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|---|
| クリエイティブ・プラットフォーム事業 | 78名 | - |

（注）1．従業員数には、契約社員を含み、当社グループから当社グループ外への出向者及び臨時従業員（アルバイトを含む）は含んでおりません。
2．当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 75名 | 18名増 | 33.30歳 | 2.72年 |

（注）従業員数には、契約社員を含み、当社から社外への出向者及び臨時従業員（アルバイトを含む）は含んでおりません。

### (8) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

該当事項はありません。

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2．株式の状況（平成28年12月31日現在）

**(1) 発行可能株式総数** 8,000,000株

**(2) 発行済株式の総数** 2,230,740株 （自己株式（38株）を含んでおります）

**(3) 株主数** 924名

**(4) 大株主**

| 株主名 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|
| 古俣大介 | 537,200 | 24.08 |
| Globis Fund Ⅲ, L. P. | 263,020 | 11.79 |
| SocialEntrepreneur投資事業有限責任組合 | 197,600 | 8.86 |
| GAIAX GLOBAL MARKETING & VENTURES PTE. LTD. | 160,000 | 7.17 |
| 遠藤健治 | 142,400 | 6.38 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 112,000 | 5.02 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 74,400 | 3.34 |
| Globis Fund Ⅲ（B）, L. P. | 73,880 | 3.31 |
| 内田浩太郎 | 67,000 | 3.00 |
| BNYM SA／NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M I L M F E | 65,245 | 2.92 |

（注）持株比率は自己株式（38株）を控除して計算しております。

**(5) その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 3．新株予約権等の状況

### （1） 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | 第４回新株予約権 | 第５回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 発行決議日 | | 平成23年９月27日 | 平成24年２月22日 |
| 新株予約権の数 | | 83個<br>（注）1. | 17個<br>（注）1. |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 16,600株<br>（注）1.<br>（新株予約権１個につき 200株） | 普通株式 3,400株<br>（注）1.<br>（新株予約権１個につき 200株） |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり<br>60,000円<br>（１株当たり　300円） | 新株予約権１個当たり<br>60,000円<br>（１株当たり　300円） |
| 権利行使期間 | | 平成25年10月５日から<br>平成33年８月23日まで | 平成26年３月３日から<br>平成33年８月23日まで |
| 行使の主な条件 | | （注）2. | （注）2. |
| 役員の保有状況 | 取締役（社外取締役を除く） | 新株予約権の数 7個<br>（注）3.<br>目的となる株式数 1,400株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 8個<br>（注）3.<br>目的となる株式数 1,600株<br>保有者数 1名 |

（注）１．当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

２．行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

３．取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

| | | 第６回新株予約権 | 第７回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 発行決議日 | | 平成24年11月28日 | 平成26年３月13日 |
| 新株予約権の数 | | 75個<br>(注) 1. | 520個<br>(注) 1. |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 15,000株<br>(注) 1.<br>(新株予約権１個につき 200株) | 普通株式 10,400株<br>(注) 1.<br>(新株予約権１個につき 20株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり<br>60,000円<br>(１株当たり 300円) | 新株予約権１個当たり<br>14,400円<br>(１株当たり 720円) |
| 権利行使期間 | | 平成26年12月16日から<br>平成34年３月28日まで | 平成28年３月15日から<br>平成35年10月４日まで |
| 行使の主な条件 | | (注) 2. | (注) 2. |
| 役員の保有状況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 10個<br>(注) 3.<br>目的となる株式数 2,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 280個<br>(注) 3.<br>目的となる株式数 5,600株<br>保有者数 3名 |

(注) １．当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

２．行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

３．取締役のうち１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

| | | 第９回新株予約権 | 第１２回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 発行決議日 | | 平成27年３月17日 | 平成28年２月12日 |
| 新株予約権の数 | | 1,200個<br>(注) 1. | 278個<br>(注) 1. |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 24,000株<br>(注) 1.<br>(新株予約権１個につき 20株) | 普通株式 27,800株<br>(注) 1.<br>(新株予約権１個につき 100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権1個当たり 1,500円<br>(新株予約権の目的である株式1株当たり 15円) |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり 14,400円<br>(１株当たり 720円) | 新株予約権１個当たり 167,500円<br>(１株当たり 1,675円) |
| 権利行使期間 | | 平成29年３月19日から<br>平成37年１月23日まで | 平成29年４月１日から<br>平成34年３月１日まで |
| 行使の主な条件 | | (注) 2. | (注) 3. |
| 役員の保有状況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 900個<br>目的となる株式数 18,000株<br>保有者数 2名 | 新株予約権の数 120個<br>目的となる株式数 12,000株<br>保有者数 4名 |

(注) １．当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

２．行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

３．行使の条件は以下のとおりです。

①本新株予約権者は、平成28年12月期から平成30年12月期までのいずれかの期におけるのれん償却前営業利益（営業利益にのれん償却額を加算した額をいい、以下同様とする。）が下記（a）乃至（b）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記（a）乃至（b）に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。

（a）のれん償却前営業利益の合計額が300百万円を超過した場合: 行使可能割合:50%

（b）のれん償却前営業利益の合計額が500百万円を超過した場合: 行使可能割合:100%

本項におけるのれん償却前営業利益については、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益及び連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額（連結財務諸表を作成していない場合、それぞれの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。）を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益及びのれん償却額の概念に重要な変更があっ

た場合、当社取締役会決議に基づき、別途参照すべき適正な指標及び数値を定めるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

### (2)　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| | | 第１２回新株予約権 |
|---|---|---|
| 発行決議日 | | 平成28年２月12日 |
| 新株予約権の数 | | 278個<br>(注) 1. |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式　27,800株<br>(注) 1.<br>(新株予約権１個につき 100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権1個当たり 1,500円<br>(新株予約権の目的である株式1株当たり 15円) |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり 167,500円<br>(１株当たり　1,675円) |
| 権利行使期間 | | 平成29年４月１日から<br>平成34年３月１日まで |
| 行使の主な条件 | | (注) 2. |
| 使用人等への交付状況 | 当社使用人 | 新株予約権の数　158個<br>目的となる株式数　15,800株<br>交付者数　17名 |

(注) １．当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

２．行使の条件は以下のとおりです。

①本新株予約権者は、平成28年12月期から平成30年12月期までのいずれかの期におけるのれん償却前営業利益（営業利益にのれん償却額を加算した額をいい、以下同様とする。）が下記（a）乃至（b）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記（a）乃至（b）に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することがで

きる。
（a）のれん償却前営業利益の合計額が300百万円を超過した場合: 行使可能割合:50%
（b）のれん償却前営業利益の合計額が500百万円を超過した場合: 行使可能割合:100%
本項におけるのれん償却前営業利益については、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益及び連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額（連結財務諸表を作成していない場合、それぞれの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。）を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益及びのれん償却額の概念に重要な変更があった場合、当社取締役会決議に基づき、別途参照すべき適正な指標及び数値を定めるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。
②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

## 4．会社役員の状況

### （1） 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

| 会社における地位及び担当 | 氏　　名 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 古俣　大介 | PIXTA ASIA PTE.LTD. Director<br>PIXTA VIETNAM CO., LTD. 会長<br>PIXTA（THAILAND）CO., LTD.Director |
| 取締役（コンテンツ本部長） | 内田　浩太郎 | |
| 取締役（プラットフォーム本部長） | 遠藤　健治 | PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director<br>PIXTA（THAILAND）CO., LTD.Managing Director |
| 取締役（コーポレート本部長） | 恩田　茂穂 | |
| 取締役 | 上田　祐司 | 株式会社ガイアックス　代表執行役社長<br>AppBank株式会社　社外取締役<br>株式会社東京個別指導学院　社外取締役<br>一般社団法人シェアリングエコノミー協会　代表理事 |
| 取締役 | 松本　浩介 | KLab株式会社　社外取締役（監査等委員）<br>株式会社スタジオアタオ　社外取締役 |
| 常勤監査役 | 大野　聡子 | |
| 監査役 | 古賀　良三 | しまうまプリントシステム株式会社<br>常勤監査役 |
| 監査役 | 松本　拓生 | 恵比寿松本法律事務所　代表<br>株式会社カヤック　社外監査役<br>PGMホールディングス株式会社社外取締役 |

（注）1．取締役上田祐司氏及び松本浩介氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

2．常勤監査役大野聡子氏、監査役古賀良三氏及び松本拓生氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

3．当社は、取締役上田祐司氏、松本浩介氏、監査役大野聡子氏、古賀良三氏及び松本拓生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

4．監査役大野聡子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 員数 | 報酬等の額 |
|---|---|---|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 6名<br>(2) | 53,300千円<br>(4,100千円) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 3名<br>(3) | 8,850千円<br>(8,850千円) |
| 合計<br>（うち社外役員） | 9名<br>(5) | 62,150千円<br>(12,950千円) |

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成27年３月17日開催の第10期定時株主総会において、年額20,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成27年３月17日開催の第10期定時株主総会において、年額2,000万円以内と決議いただいております。

３．子会社における役員報酬の決定は、親会社の株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、子会社の業績、取締役の子会社における職務・職責を勘案して親会社の取締役会で決定いたします。なお、平成28年３月まで、当社取締役１名がシンガポールに居住の上、子会社であるPIXTA ASIA PTE.LTD.から報酬を受けておりました。

### (4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役上田祐司氏は、株式会社ガイアックスの代表執行役社長、AppBank株式会社及び株式会社東京個別指導学院の社外取締役、並びに一般社団法人シェアリングエコノミー協会の代表理事を務めております。兼職先のうち、株式会社ガイアックス及び株式会社東京個別指導学院と当社との間には、当社の運営する「PIXTA」における購入者としての取引がありますが、特別の関係はありません。

社外取締役松本浩介氏は、KLab株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社スタジオアタオの社外取締役であります。兼職先と当社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役古賀良三氏は、しまうまプリントシステム株式会社の常勤監査役であります。兼職先と当社との間には、当社の運営する「PIXTA」における購入者としての取引がありますが、特別の関係はありません。

社外監査役松本拓生氏は、恵比寿松本法律事務所の代表、株式会社カヤックの社外監査役及びPGMホールディングス株式会社の社外取締役であります。兼職先のうち、株式会社カヤックと当社との間には、当社の運営する「PIXTA」における購入者としての取引がありますが、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| | 出席状況及び発言状況 |
|---|---|
| 取締役 上田祐司 | 当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 |
| 取締役 松本浩介 | 平成28年３月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 大野聡子 | 当事業年度に開催された取締役会14回すべて、監査役会12回すべてに出席いたしました。主に、公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 古賀良三 | 当事業年度に開催された取締役会14回すべて、監査役会12回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、取締役・監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 松本拓生 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会12回すべてに出席いたしました。主に、弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |

## 5．会計監査人の状況

**(1) 名称**　　新日本有限責任監査法人

**(2) 報酬等の額**

| | 報酬等の額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 15,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円 |

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

**(3) 非監査業務の内容**

該当事項はありません。

**(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務執行について著しい障害があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該事案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及び解任した理由を報告いたします。

**(5) 会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に係る事項**

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

・平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

## 6．業務の適正を確保するための体制

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」を制定するとともに、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

(1)　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた職務権限及び業務分掌に基づいて業務を執行する。

②　内部監査規程に基づき、代表取締役社長直轄の内部監査担当者を置き、各部門の業務執行の状況等について監査役会と連携して監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。

③　各本部長及び部長は、本部又は部固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

④　法令違反その他法令上疑義のある行為等については、管理部及び外部弁護士等を相談先とする内部通報制度を構築し、「内部通報規程」に従って適切に対応する。

(2)　取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

①　取締役の職務の執行にかかる記録文書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき、適切に保管・管理する。

②　必要に応じ、取締役及び監査役はこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3)　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　取締役会は「リスク管理規程」を定め、当社及び当社子会社において発生する可能性のあるリスクを予め識別し、識別したリスクに対処するための体制を整備し、定期的に見直すものとする。

②　リスク情報等については、経営会議、取締役会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに関しては、それぞれの担当部署にて必要に応じて研修の実施、マニュアルの整備等を行うものとし、組織横断的なリスクの監視及び全社的な対応は管理部が行うものとする。

③　不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策チームを設置し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

④　内部監査担当者は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

(4)　当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

①　当社グループにおける業務の適正を確保するために、子会社及び関連会社の管理を担当する部門は、「関係会社管理規程」に基いて子会社等の状況に応じて必要な管理を実施する。

②　内部監査担当者は、当社の子会社等の管理状況及び子会社等の業務活動について内部監査を実施する。

(5)　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役会は月に１回、又は必要に応じて随時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し、実行する。

②　経営会議は週に1回、又は必要に応じて随時に開催し、取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役社長が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議する。

③　取締役は代表取締役社長の指示のもと、取締役会決議等に基づき自己の職務を執行する。また、適宜会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じて取締役会に対し、経営政策、経営戦略等を進言するものとする。

④　各部門においては「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を受け、責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。

(6)　監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

①　監査役は監査役の職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

②　監査役を補助する使用人の人事異動は、監査役の承認を事前に得るものとする。

(7)　取締役及び使用人並びに子会社等の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①　監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ文書を閲覧し、当社グループの取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

②　当社グループの取締役及び使用人が監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

③　監査役に報告を行った当社グループの取締役及び使用人は、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

(8)　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役は、内部監査担当者と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

②　会計監査業務については監査法人に会計監査の説明を受ける等必要な連携を図り、監査役監査の実効性を確保する。

③　監査役は、法律上の判断を必要とする場合には、随時弁護士等より専門的な立場からの助言を受けるものとする。

④　監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、すみやかに当該費用の支払いを行う。

(9)　財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び財務報告の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。

(10)　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①　当社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言する。

②　当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止する。

③　当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理部と定め、反社会的勢力による不当要求、組織的暴力及び犯罪行為に対しては、マニュアルを整備し、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備している。

④　定期的に反社会的勢力との関係の有無を調査し、取引先がこれらと関わることが判明又はその疑いが生じた場合、すみやかに取引関係を解消する。

⑤　当社では、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察及び弁護士等との外部の専門機関と連携体制を構築する。

⑥　対応統括部署に反社会的勢力にかかわる情報の収集・管理を一元化し、役員及び使用人に対して定期的にコンプライアンス研修を実施する。

## 7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1)　取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月１回又は必要に応じて臨時に取締役会を開催しており、当事業年度においては定時取締役会を12回、臨時取締役会を２回開催いたしました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

(2)　監査役会による監視

当社は、監査役会規程に基づき、原則として月１回又は必要に応じて臨時に監査役会を開催しており、当事業年度においては監査役会を12回開催いたしました。監査役会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

(3)　コンプライアンス体制の運用

当社は、コンプライアンスに抵触する事態の発生を予防するため、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、内部通報規程の整備を行うと共に、内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

(4)　内部監査の実施

代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しております。内部監査の結果については、代表取締役社長に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

# 連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | **1,074,150** | **流動負債** | **647,477** |
| 現金及び預金 | 689,519 | 買掛金 | 275,664 |
| 売掛金 | 264,294 | 未払金 | 85,606 |
| 繰延税金資産 | 10,891 | 未払法人税等 | 44,948 |
| その他 | 110,056 | 前受金 | 154,306 |
| 貸倒引当金 | △612 | その他 | 86,952 |
| **固定資産** | **233,191** | **負債合計** | **647,477** |
| **有形固定資産** | **32,250** | **(純資産の部)** | |
| 建物 | 28,593 | **株主資本** | **659,452** |
| 工具、器具及び備品 | 3,656 | 資本金 | 309,487 |
| **無形固定資産** | **93,906** | 資本剰余金 | 299,487 |
| のれん | 29,437 | 利益剰余金 | 50,550 |
| その他 | 64,469 | 自己株式 | △73 |
| **投資その他の資産** | **107,034** | **新株予約権** | **412** |
| 投資有価証券 | 37,023 | **純資産合計** | **659,864** |
| 敷金及び保証金 | 66,704 | | |
| 繰延税金資産 | 3,276 | | |
| その他 | 30 | | |
| **資産合計** | **1,307,342** | **負債純資産合計** | **1,307,342** |

# 連結損益計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **1,758,385** |
| **売上原価** | | **740,457** |
| **売上総利益** | | **1,017,928** |
| **販売費及び一般管理費** | | **862,498** |
| **営業利益** | | **155,429** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 60 | |
| 受取配当金 | 1 | |
| 広告料収入 | 692 | |
| その他 | 256 | 1,011 |
| **営業外費用** | | |
| 為替差損 | 653 | 653 |
| **経常利益** | | **155,787** |
| **特別損失** | | |
| 本社移転費用 | 23,221 | 23,221 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **132,566** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 45,863 | |
| 法人税等調整額 | △14,168 | 31,695 |
| **当期純利益** | | **100,870** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **100,870** |

# 連結株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 当連結会計年度期首残高 | 309,319 | 299,319 | △50,319 | - | 558,318 | - | 558,318 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 168 | 168 | | | 336 | | 336 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 100,870 | | 100,870 | | 100,870 |
| 自己株式の取得 | | | | △73 | △73 | | △73 |
| 新株予約権の発行 | | | | | - | 412 | 412 |
| 当連結会計年度変動額合計 | 168 | 168 | 100,870 | △73 | 101,133 | 412 | 101,545 |
| 当連結会計年度末残高 | 309,487 | 299,487 | 50,550 | △73 | 659,452 | 412 | 659,864 |

# 貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | **1,073,922** | **流動負債** | **642,983** |
| 現金及び預金 | 683,208 | 買掛金 | 275,103 |
| 売掛金 | 263,225 | 未払金 | 84,267 |
| 繰延税金資産 | 10,891 | 未払法人税等 | 44,888 |
| その他 | 117,208 | 前受金 | 154,180 |
| 貸倒引当金 | △612 | その他 | 84,543 |
| **固定資産** | **243,356** | **負債合計** | **642,983** |
| **有形固定資産** | **32,250** | **(純資産の部)** | |
| 建物 | 28,593 | **株主資本** | **673,882** |
| 工具、器具及び備品 | 3,656 | **資本金** | **309,487** |
| **無形固定資産** | **64,240** | **資本剰余金** | **299,487** |
| **投資その他の資産** | **146,865** | 資本準備金 | 299,487 |
| 投資有価証券 | 22,400 | **利益剰余金** | **64,980** |
| 関係会社株式 | 54,623 | その他利益剰余金 | 64,980 |
| 敷金及び保証金 | 66,535 | 繰越利益剰余金 | 64,980 |
| 繰延税金資産 | 3,276 | **自己株式** | **△73** |
| その他 | 30 | **新株予約権** | **412** |
| | | **純資産合計** | **674,295** |
| **資産合計** | **1,317,278** | **負債純資産合計** | **1,317,278** |

# 損 益 計 算 書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **1,757,297** |
| **売上原価** | | **739,579** |
| **売上総利益** | | **1,017,718** |
| **販売費及び一般管理費** | | **847,926** |
| **営業利益** | | **169,791** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 69 | |
| 受取配当金 | 1 | |
| 広告料収入 | 692 | |
| その他 | 256 | 1,019 |
| **営業外費用** | | |
| 為替差損 | 653 | 653 |
| **経常利益** | | **170,157** |
| **特別損失** | | |
| 本社移転費用 | 23,221 | 23,221 |
| **税引前当期純利益** | | **146,936** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 45,803 | |
| 法人税等調整額 | △14,168 | 31,635 |
| **当期純利益** | | **115,300** |

# 株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 309,319 | 299,319 | 299,319 | △50,319 | △50,319 | - | 558,318 | - | 558,318 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 168 | 168 | 168 | | | | 336 | | 336 |
| 当期純利益 | | | | 115,300 | 115,300 | | 115,300 | | 115,300 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △73 | △73 | | △73 |
| 新株予約権の発行 | | | | | | | - | 412 | 412 |
| 当期変動額合計 | 168 | 168 | 168 | 115,300 | 115,300 | △73 | 115,563 | 412 | 115,976 |
| 当期末残高 | 309,487 | 299,487 | 299,487 | 64,980 | 64,980 | △73 | 673,882 | 412 | 674,295 |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２９年2月２１日

ピ ク ス タ 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　百井　俊次　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢部　直哉　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、ピクスタ株式会社の平成２８年１月１日から平成２８年１２月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクスタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成２９年2月２１日

ピ ク ス タ 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　百井　俊次　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢部　直哉　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、ピクスタ株式会社の平成２８年１月１日から平成２８年１２月３１日までの第１２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２８年１月１日から平成２８年１２月３１日までの第１２期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成２９年２月２１日

ピクスタ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　大野　聡子　㊞

監査役（社外監査役）　古賀　良三　㊞

監査役（社外監査役）　松本　拓生　㊞

以　上

## 年間トピックス（2016年1月1日～12月31日）

**2月**

### ●新規サービス「fotowa」開始

「写真を撮って欲しい人」と「フォトグラファー」をつなぐ出張撮影マッチングサービス「fotowa（フォトワ）」を開始。PIXTAで培ったクリエイターネットワークとプラットフォーム運営ノウハウを活かし、七五三・お宮参り・卒入園・卒入学等の家族写真をメインに自然でおしゃれな写真を提供。



「fotowa」サイト

●無料チラシテンプレート素材の提供開始

●PIXTAタイ語版サイトオープン

**5月**

●デジタル素材のマーケットプレイス「PIXTA」、サービス開始から10周年

●ベトナム・ハノイに開発拠点として子会社PIXTA VIETNAM CO., LTD.を設立

**7月**

●PIXTAの登録クリエイターが20万人を突破

**8月**

### ●「Snapmart」事業の譲受け

子会社としてスナップマート株式会社を設立し、株式会社オプトインキュベートよりスマホ写真のマーケットプレイス「Snapmart」を譲受け。スマートフォンで撮影した写真の売買を手がけることで、既存サービスである「PIXTA」とは異なる層のユーザー獲得を目指します。

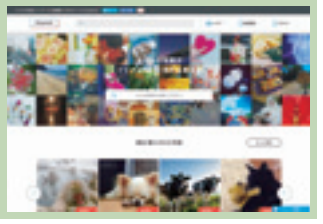
「Snapmart」サイト

**10月**

●PIXTAで販売中の素材が2,000万点を突破

**11月**

### ●音素材の販売に向け提携を発表

音素材マーケットプレイス「オーディオストック」を運営する株式会社クレオフーガと資本及び業務提携契約を締結。2017年内の音素材販売開始を目指します。




●Microsoft「PowerPoint」へのアドイン提供を発表

**12月**

●タイ・バンコクにタイ市場での販売、マーケティング活動拠点として子会社PIXTA（THAILAND）CO., LTD.を設立

●業容拡大のため、東京都渋谷区内で本社を移転

# 株主総会会場ご案内図

会 場　渋谷サンスカイルーム
東京都渋谷区渋谷一丁目
９番８号
朝日生命宮益坂ビル５階

(会場場所のお問い合わせ)
渋谷サンスカイルーム
電話 03(3406)2085




## 交　通

電車　ＪＲ(山手線・埼京線・湘南新宿ライン)
渋谷駅(宮益坂口)

| | |
|---|---|
| 東急東横線 | 渋谷駅 |
| 東急田園都市線 | 渋谷駅 |
| 京王井の頭線 | 渋谷駅 |
| 東京メトロ (銀座線・半蔵門線・副都心線) | 渋谷駅 |

＊地下鉄連絡通路をご利用の場合は11番出入口が便利です。

資源節約のため、当日ご出席の際はこの「招集ご通知」をお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

## 当社IR情報サイトのご案内

決算資料・有価証券報告書及び各種リリースを掲載しております。
メディア紹介事例やプレゼンテーション動画もご覧いただけますので、よろしければご参照ください。

**IRサイト**
https://pixta.co.jp/ir　または　ピクスタ　IR　検索